

JP労組 日常生活賠償プランのご案内 （団体総合生活補償保険）

団体割引等 44%^(注) 適用!!

団体割引 30%、損害率による割引 20%適用

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

日常生活における賠償リスクへの備えは出来ていますか。
団体割引等44%が適用された保険料となっております。
ぜひこの機会にご検討ください。

年間970円で



2億円まで補償

自転車で通行人にぶつかり、ケガをさせてしまった など

- ◇ 保険期間(新規契約の場合) : 2021年7月1日午前0時から2022年7月1日午後4時までの1年間
- ◇ 保険期間(更改契約の場合) : 2021年7月1日午後4時から2022年7月1日午後4時までの1年間
- ◇ 申 込 締 切 日 : 2021年5月21日(金) 郵愛必着で加入申込票をご返送ください。
(締切を過ぎてしまった方、中途加入を希望される方には別途対応いたします。)
- ◇ 保 険 料 引 落 日 : 2021年9月24日(金)
※保険料は9月24日にご指定のゆうちょ銀行口座より引落としとなります。
- ◇ 契 約 者 : 日本郵政グループ労働組合
- ◇ 申 込 人 : ①日本郵政グループの社員または退職者で、日本郵政グループ労働組合が
(加 入 者) 加入を認める方
②日本郵政グループ労働組合の役職員の方
- ◇ 被 保 険 者 : 上記申込人(加入者)のみです。
(補償の対象者 本人(*)) (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

代理店・扱者

株 式 会 社 郵 愛

総合保険係

〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

TEL 0120-025-375(無料)

FAX 0120-779-783(無料)

引 受 保 険 会 社

三井住友海上火災保険株式会社

公務第二部 日本郵政室 TEL 03-3259-6682

日常生活賠償プラン

団体割引等
44%適用!

この保険は、日常生活での不注意が原因で、他人に損害を与えてしまったときや住宅の所有・使用または管理にかかる不備が原因で他人に損害を与えてしまったときのようなトラブルからご家庭を守るための保険です。本人のご加入で、ご家族*も補償の対象となります。被保険者である飼い主の方の不注意が原因で可愛いペットが起こした賠償事故（動物占有者として損害賠償責任を負った場合）も対象になります。万一の賠償事故に備えてこの機会に是非ご加入ください。

*ご家族（被保険者）の範囲は別冊1ページ「契約概要のご説明」でご確認ください。

セット名：1X

日常生活賠償保険金額 **2億円**

(免責金額はありません。)

年払保険料(1年間) **970円**

こんなときにお役に立ちます。

示談交渉サービス付(国内のみ)!!

住宅の所有・使用または管理にかかる不備が原因となる事故例

専有部分の配管から漏水し、階下の他人の家財を濡らしてしまいました。



古くなった塀の管理不備により、塀が倒れて通行人がケガをした。

日常生活の中の不注意が原因となる事故例

買い物中、通りかかった棚にあった高額商品にかばんが当たり、商品を落として壊してしまいました。



自転車で歩行人にぶつかりケガをさせてしまった。

野球をしていて近所の家のガラスを割ってしまいました。

自転車事故で高額賠償となるケースが発生しています!!

自転車運転中に歩行者に衝突し、重度の後遺障害を負わせた場合、数千万円の損害賠償金を支払わなくてはならないことがあります。

自転車だから大丈夫。事故をおこしたとしても大事にはいたらない……。

そんな軽はずみな気持ちで、重大な事故につながります。

たとえば…

判決認容額	事故の概要
約 9,500 万円	小学生の児童が自転車で坂を下っている際に女性と衝突。被害者は寝たきりの状態となった。 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)
約 9,300 万円	男子高校生が車道を横断し、対向車線の自転車の男性と衝突。被害者には後遺障害が残った。 (東京地方裁判所 平成20年6月5日判決)
約 4,700 万円	男性が信号を無視して交差点に進出し、横断中の女性と衝突。被害者は頭を強く打ち、死亡した。 (東京地方裁判所 平成26年1月28日判決)

(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

補 償 内 容

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金	<p>① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然的事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然的事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然的事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然的事故</p> </div> <p>(※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>(※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[※]、同居の親族および別居の未婚[※]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額[※](0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害</p> <p>● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）</p> <p>● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</p> <p>● 被保険者と同居する親族[※]に対する損害賠償責任</p> <p>● 被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>● 心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</p> <p>● 自動車等[※]の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>● 戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害</p> <p>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</p> <p style="text-align: right;">など</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [※] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

【※印の用語のご説明】

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者[※]および3親等内の姻族をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご注意いただきたいこと

- この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- <自動継続の取扱いについて>
前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- この保険のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、加入ください。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 - ・ 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・ この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。
 - ・ 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & A Dインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
 - ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋
- 上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。